

令和2年10月8日

保護者のみなさまへ

京都市立洛西中学校
校長 高垣 明夫

令和2年度 台風14号に対する非常措置

本校では、台風等の接近により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」や「特別警報」が発令された場合には、本校では下記の措置をとります。テレビ、ラジオ、インターネットなどの報道には十分注意をし、対処していただきますようお願いいたします。また、学校ホームページやPTAメール配信でもお知らせします。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

言己

暴風警報発令の場合

1 暴風警報が登校前に発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合は下欄のような措置をとります。

暴風警報解除の時刻など	措置
午前 7時までに解除になった場合	平常授業
午前 9時までに解除になった場合	3校時(10:35)始業
午前 11時までに解除になった場合	5校時(12:55)始業
午前 11時現在、警報発令中の場合	臨時休業

2 暴風警報が在校中に発令された場合

気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

3 水害の避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合について

本校の校区である新林・境谷学区は、本年度「小畠川の浸水想定区域」に指定されたため、避難勧告等の発令対象地域となります。新林学区または境谷学区に水害の避難勧告もしくは避難指示(緊急)が発令された場合に、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。ただし、本校の敷地は「土砂災害警戒区域(特別警戒区域)」に含まれていないことから、土砂災害の避難勧告等が発令された場合は、原則として休校措置は取りません。

特別警報発令の場合

4 特別警報が登校前に発令された場合

- (1) 「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ること優先し自宅待機してください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合は下欄の措置をとります。

特別警報解除の時刻など	措置
午前0時までに解除になった場合	5校時(12:55)始業
午前0時現在、警報発令中の場合	臨時休業

5 特別警報が在校中に発令された場合

下校の安全が確認できるまで、学校で待機させます。保護者に引渡しを行うことを原則とします。

土・日の部活動もこれに準じます。また、土曜スクールは10日午前7時時点での暴風警報、水害の避難勧告・指示、特別警報が発令されたら休講とします。

